

議案第 2 3 号

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成 2 0 年山陽小野田市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

月額	4 6 0, 0 0 0 円
月額	4 0 2, 0 0 0 円
月額	3 7 5, 0 0 0 円
月額	3 7 2, 0 0 0 円
月額	3 7 0, 0 0 0 円

」

「

月額	4 8 0, 0 0 0 円
月額	4 2 0, 0 0 0 円
月額	3 9 5, 0 0 0 円
月額	3 8 3, 0 0 0 円
月額	3 8 0, 0 0 0 円

を

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第23号参考資料

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	金額	区分	金額
議長	月額 480,000円	議長	月額 460,000円
副議長	月額 420,000円	副議長	月額 402,000円
委員会委員長	月額 395,000円	委員会委員長	月額 375,000円
委員会副委員長	月額 383,000円	委員会副委員長	月額 372,000円
その他の議員	月額 380,000円	その他の議員	月額 370,000円